

半田市立こども園等園庭開放要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地域児童の健全育成を図るため、市民に保育行政に支障のない範囲で認定こども園、保育園及び幼稚園（以下「こども園等」という。）の園庭をレクリエーション活動に開放すること（以下「園庭開放」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開放園、開放日等の指定)

第2条 市長は、半田市内のこども園等の実態、市民の要望等を配慮して開放園及び開放日程を別表のとおり指定する。

(利用対象者)

第3条 園庭開放を利用することができる者は、半田市内に在住、在勤若しくは在学する者又はこれらの者を代表とするグループとする。

(利用の手続き及び許可)

第4条 園庭開放を利用しようとする者は、こども園等園庭開放利用許可申請書（様式第1）を利用日の10日前までに市長へ提出して許可を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、内容を審査して適当と認めた場合は、速やかに利用許可の決定をして、申請者に対してこども園等園庭開放利用許可証（様式第2）を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 前条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 許可以外の施設に立ち入らないこと。
- (3) こども園等内での飲酒、喫煙及び火気の使用を行わないこと。
- (4) 利用の際の管理指導についても利用責任者が責任を負うこと。
- (5) 車両は開放園庭に乗り入れないこと。
- (6) 動物は開放園庭に持ち込まないこと。

(7) 利用後は清掃及び整頓をし、開き瓶、空き缶等を持ち帰ること。

(8) 危険防止及び事故防止には、常に注意すること。

(9) その他市長が特に指示したこと。

(許可の取消)

第6条 市長は、次の各号の一に該当した場合、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が虚偽を行った事実を確認したとき。

(2) 利用者が前条の遵守事項に著しく違反したとき。

(3) 園庭開放園の行事等により園庭の利用に支障があるとき。

(4) その他不適格と認められたとき。

(事故の処理)

第7条 利用責任者は、こども園等施設利用中に事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(利用の禁止)

第8条 園庭開放の利用目的が次の各号の一に該当するときは、その利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他の宗教的活動のための利用

(3) もっぱら営利を目的とするための利用

(利用の中止)

第9条 市長は、この要綱に基づいて利用責任者が行う利用上の指示に従わない利用者に対し、利用の中止を命ずることができる。

(利用者の賠償責任)

第10条 利用者は開放園の施設、設備を故意に又は過失によってき損若しくは滅失したときは、賠償の責めを負うものとする。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認められたときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 園庭開放に係る庶務は、こども未来部保育幼稚園課において処理する。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

こども園等園庭開放園一覧表

施設名	所在地	電話	土曜日	日曜日
岩滑こども園	出口町2-163	21-2182	※	終日可
板山こども園	板山町1-100-10	27-5214	※	//
葵保育園	宮本町4-106-2	21-5568	※	//
有脇保育園	有脇町10-31-2	28-0757	※	//
平地保育園	平地町3-46	28-0575	※	//
乙川保育園	乙川一色町31	21-4030	※	//
白山保育園	白山町4-129	21-4082	※	//
東保育園	瑞穂町3-6-1	21-0901	※	//
修農保育園	平井町5-64-2	27-6209	※	//
横川保育園	大伝根町1-2-1	28-1761	※	//
協和保育園	中島町11-1	22-7595	※	//
岩滑北保育園	岩滑高山町1-138	23-0900	※	//
清城保育園	清城町2-6-13	21-0891	※	//

施設名	所在地	電話	土曜日	日曜日
亀崎幼稚園	亀崎月見町1-63	28-0256	※	終日可
乙川幼稚園	乙川若宮町45	21-0279	終日可	//
半田幼稚園	勘内町1-2	21-0390	//	//
成岩幼稚園	有楽町2-125	21-0294	//	//
宮池幼稚園	北二ツ坂町2-14-6	24-9240	//	//
花園幼稚園	青山6-18-1	21-9566	//	//

※保育終了後、可

様式第 1 (第4条関係)

こども園等園庭開放利用許可申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

氏 名

(グループ、代表者)

住 所

電話番号 ()

下記、こども園等の園庭を利用したいので申請します。

記

こども園等名	
利用日時	年 月 日 午前、午後 ~ 午前、午後 まで
利用人数	名 (大人 名 小人 名)
利用目的	
【使用についての注意事項】 1. 利用期日前10日までに保育幼稚園課へ提出してください。 2. 利用時間を厳守すること。 3. 許可外の施設に立ち入らないこと。 4. こども園等内の飲酒、喫煙及び火気の使用を行わないこと。 5. 利用の際の管理指導についても利用責任者が責任を負うこと。 6. 車両は開放園庭に乗り入れないこと。 7. 動物は開放園庭に持ち込まないこと。 8. 利用後は清掃及び整頓をし、空き缶、空き瓶等を持ち帰ること。 9. 危険防止及び事故防止は、常に注意すること。 10. その他、市長が特に指示したことに従うこと。	

様式第 2 (第 4 条関係)

こども園等園庭開放利用許可証

年 月 日

様

半田市長

印

下記、こども園等の園庭の使用を許可します。

記

こども園等名	
利用日時	年 月 日 午前、午後 ～ 午前、午後 まで
利用人数	名 (大人 名 小人 名)
利用目的	
【使用についての注意事項】 1. 利用期日前 10 日までに保育幼稚園課へ提出してください。 2. 利用時間を厳守すること。 3. 許可以外の施設に立ち入らないこと。 4. こども園等内の飲酒、喫煙及び火気は厳禁とする。 5. 利用の際の管理指導についても使用責任者が責任を負うこと。 6. 車両は開放園庭に乗り入れないこと。 7. 動物は開放園庭に持ち込まないこと。 8. 利用後は清掃及び整頓をし、空き缶、空き瓶等を持ち帰ること。 9. 危険防止及び事故防止は、常に注意すること。 10. その他、市長が特に指示したことに従うこと。	